

いただいたご意見と本市の考え方

No.	主なご意見の概要	本市の考え方
1	就労継続支援B型の利用に際して、その「入口」となる就労選択支援事業の役割は重く、このような審査基準を市で設け、実施主体やアセスメント等の支援の資質、地域との連携、経営状況、情報公表等、多角的観点からチェックし、事業所指定の可否を審査することは非常に重要と考える。障がい者がより良い就労機会を適切に選択できるよう、ぜひ経験豊富で良質な就労選択支援事業所を指定頂きたい。	今回制定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項の規定に基づく就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定における同条第3項第3号に関する審査基準」により障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、適正な運営が見込まれる就労選択支援事業者の指定に努めてまいります。